

東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰実施要領

第1 目 的

東北農政局所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）であって、その成果が優秀であり、他の模範となるもの、及び工事等を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）したもの（以下「優良工事等」という。）、又は災害発生時に貢献したものの受注者を表彰し、事業への理解を深めるとともに設計・施工技術のレベルアップ、地域貢献活動への積極的な取組等、受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその受注者の推薦

1. 優良工事等

表彰の対象となる優良工事等は、事業（務）所長等が、前年度に完成した契約金額が6千万円（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は全体の契約額とする。）以上の工事、前年度までに完了した契約金額が2千万円以上の業務又は地域貢献活動のうちから、別紙1「東北農政局優良工事等の選定基準」により選定するものとする。

2. 受注者の推薦

事業（務）所長は、1により選定した優良工事等の受注者のうち、特に顕著な功績をあげた工事及び業務の受注者について、毎年6月末日までに別紙2及び3の様式により優良工事等の受注者の推薦書（以下「推薦書」という。）を東北農政局長（以下「局長」という。）に提出する。

なお、事業完了年度に完成した工事及び業務のうちから優良工事等の受注者の推薦をする場合にあっては、事業（務）所長は、上記提出期限に関わらず事業（務）所を廃止するまでに推薦書を局長に提出する。

3. 地域貢献活動の公募

局長は、別紙4「東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」に基づき公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について東北農政局のホームページ等に掲載し、受注者への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成及び審査方法等

1. 審査委員会

（1）優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は、東北農政局職員により構成する。

（2）委員会の事務を処理するため、事務局を東北農政局農村振興部設計課に置く。

2. 審査の時期

委員会は、8月を目途に開催する。

3. 審査の方法

委員会は、事業（務）所長等から局長に対し提出のあった推薦書の書面審査を行い、その結果に基づいて、東北農政局長表彰に値する優良工事等の受注者（以下「局長表彰者」という。）の候補者を選出するとともに、候補者のうち「農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰実施要領」に基づき決定する表彰（以下「大臣・農村振興局長表彰」という。）に推薦する候補者も選出して局長に内申する。

なお、選定件数は、次のとおりとする。

（１）工事については発注件数の５％程度を上限とし、業務については５件程度とする。

なお、工事については、土木・建築・舗装工事と施設機械工事に区分し、それぞれの区分毎に上記の割合とする。

（２）大臣・農村振興局長表彰に推薦する候補者は、（１）から１件程度を推薦する。

（３）地域貢献活動については、農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動で各１件程度とする。

４．審査基準

審査基準は、別に定める「東北農政局優良工事等審査基準」による。

第４ 優良工事等表彰者の決定及び表彰等

（１）局長は、委員会の内申に基づき、局長表彰者を、９月上旬を目途に決定する。

（２）局長は、（１）で決定した局長表彰者のうちから、大臣・農村振興局長表彰に推薦する候補者の推薦書を農村振興局長に提出する。

（３）局長は、大臣・農村振興局長表彰決定及び局長表彰決定者を表彰する。

（４）表彰は、原則として、毎年２月を目途に東北農政局において行うものとし、局長は、大臣・農村振興局長表彰決定者及び局長表彰決定者に賞状を授与して表彰する。

また、局長は大臣・農村振興局長表彰の受賞者へ賞状を伝達する。

（５）事業（務）所長が推薦した優良工事候補及び優良業務候補の受注者のうち、局長表彰等に該当しない受注者にあたっては、事業（務）所長表彰者とすることができる。

（６）局長は、局長表彰決定者が表彰までの間に指名停止を受けた場合は、表彰の対象から除外することができる。

第５ 災害発生時の功労者等の表彰

企業又は団体等であって、災害発生時に事業の工事又は業務もしくは資機材等運搬等に従事又は協力し、災害復旧活動に特に功績のあった者に対し、第２の２から３の規定に関わらず、局長の感謝状等を授与することができる。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日 13 北整第 1282 号）

附 則（平成 17 年 7 月 29 日 17 北整第 523 号）

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 18 北整第 1010 号）

附 則（平成 24 年 1 月 23 日 24 北整第 1721 号）

附 則（平成 25 年 1 月 25 日 24 北整第 1721 号）

附 則（平成 27 年 8 月 3 日 27 北整第 824 号）

附 則（平成 27 年 11 月 30 日 27 北整第 824 号）

附 則（令和 3 年 8 月 23 日 3 北振第 1513 号）

附 則（令和 4 年 10 月 20 日 4 北振第 1771 号）

附 則（令和 5 年 10 月 6 日 5 北振第 1725 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 18 日から施行する。

(別紙1)

東北農政局優良工事等の選定基準

1. 工事にあつては、その施工に当たつての「土木工事施工管理基準」(平成17年3月28日付け16農振第2232号農村振興局長通知)に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあつては、技術的内容が特に優れていること。又、地域貢献活動、並びに災害発生時の貢献にあつては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務にあつては、東北農政局工事成績等評定実施要領(平成15年3月28日付け14北総第689号(経))に基づく「工事成績評定表」(以下「工事成績書」という。)又は東北農政局業務成績評定要領(平成15年3月28日付け14北総第688号(経))に基づく「業務成績評定表」(以下「業務成績書」という。)の総合評点が高位であること。地域貢献活動にあつては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前2年間(前々年度9月1日から当該年度8月31日まで)において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知)に基づき各地方農政局等に定められている「工事請負契約指名停止等の措置要領」による指名停止を受けた受注者の工事は対象としないこと。業務についてもこれに準ずるものとする。

なお、共同企業体の場合、1社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

また、地域貢献活動にあつては、当該推薦時点の前2年間を当該公募開始時点の前2年と読み替えるものとする。
4. 工事及び業務の選定に当たつては、工事等の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発等について考慮するとともに、当該工事等の受注者の他の工事等における「工事成績書」又は「業務成績書」も参考にすること。

なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。

また、地域貢献活動の選定に当たつては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保安全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動(以下「農業農村整備関連活動」という。)又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動(以下「地域農産物消費拡大等活動」という。)に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」も考慮すること。
5. 同じ者が受注した2件以上の工事等が選定された場合は、優良な1件のみを選定する。

(別紙2)

【機密性2情報】

【局内限り】

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

〇〇事業（務）所長

令和〇〇年度東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の推薦について

このことについて、「東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰実施要領」第2の2に基づき、下記受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

〇〇建設(株) 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇

(株)〇〇工業 代表取締役社長 〇〇 〇〇

(株)〇〇組 〇〇支社 取締役支社長 〇〇 〇〇

※ 「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として、別紙3-1「推薦調書」及び別紙3-2「推薦理由書」を添付すること。

(別紙3-1)

令和〇〇年度 優良工事等の受注者の推薦調書 (記載例)

事業(務)所名: 〇〇事業所

事業名 工事(業務)件名 工事(業務)場所	受注者名	請負代金(千円) 工期 (延日数)	工事(業務)又は地域貢献活動概要
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	(株) 〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 R〇〇.〇〇.〇〇 ~ R〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇日間)	かんがい用水を導入する〇〇幹線水路〇〇k mのうち、管水路工φ〇〇〇mmのFRPM管〇〇mと付帯する〇〇を施工した工事
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	(株) 〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 R〇〇.〇〇.〇〇 ~ R〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇日間)	(地域貢献活動) 〇〇幹線水路のかんがい期通水前に〇〇土地改良区が行う泥さらえ及び水路目地補修に企業(受注者)の従業員が毎年団体で参加し造成施設の適切な保安全管理に貢献している。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	(株) 〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 R〇〇.〇〇.〇〇 ~ R〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇日間)	(地域貢献活動) 第三者の〇〇と連携して〇〇市が積極的に生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

※1 工事及び業務等にあつては、次のものを添付すること。

- (1) 工事概要または業務概要 (A4判で1枚とする。)
- (2) 工事写真 (工事前、施工途中、完成時の各段階)
- (3) VE提案、プロポーザル
- (4) 工事成績採点表・工事技術的難易度評価表または業務成績評定結果総括表
- (5) その他必要と思われる資料(推薦理由を具体的に説明できる写真及び資料など)

※2 地域貢献活動にあつては、別紙4の別添様式に定める応募用紙・活動状況写真その他必要と思われる資料

(別紙3-2)

推 薦 理 由 書 (記載例)

事業(務)所名: ○○事業所

工事(業務)件名 及び受注者名	推 薦 理 由
件 名 : ○○農業水利事業 ○○○幹線水路工事 受注者名 : ○○県○○市○○丁目○番 (株)○○建設○○支店 取締役支店長 ○○○○	(工事概要) ・工事内容 ・現場条件等の特徴的な事項 (具体的な推薦理由) 以上のとおり、本工事はその成果が特に優秀で、他の模範となるものであるので、優良工事として推薦するものである。

- ※1 A4版縦で作成する。
2 難読な固有名詞はふりがなをつけること。
3 工事概要及び推薦理由は具体的に記載すること。

(別紙4)

東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰のうち
地域貢献活動に係る応募要領

第1 趣 旨

東北農政局所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した受注者を表彰し、意欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工の農業農村整備関連活動又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等の企業（受注者）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1 応募対象範囲

- (1) 対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区においての活動も含める。
- (2) 地区の工事に関する実績は、前年度完了工事から過去10年間程度を対象とする。
- (3) 農業農村整備関連活動は、最近行っているものを対象とする。
- (4) 地域農産物消費拡大等活動は、管内における前年度の活動を対象とする。
- (5) 地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- (6) 企業（受注者）の取組みを対象として表彰するものであり、企業（受注者）に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。

2 評価対象活動内容

次の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業（受注者）であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

(1) 農業農村整備関連活動

①造成施設の保全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業（受注者）が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

②農地・農業用水等の資源保全活動

- 1) 地域が行う水路の泥さらえや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に

企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。

- 2) 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保安全管理に貢献している。

③農村環境保全活動

- 1) 生態系に配慮した設計・施工を行った企業（受注者）が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。
- 2) 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業（受注者）の職員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。

④地域防災活動

- 1) 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。
- 2) 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。

⑤住民参加型直営施工

住民参加型直営施工により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスを行ったり、必要に応じ機械の提供等の協力を行っている。

⑥その他の活動

(2) 地域農産物消費拡大等活動

自発的な取組で第三者と連携して自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

第4 応募方法

- 1 上記の募集案件に該当する企業（受注者）は、応募用紙（別添様式）に必要事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている企業については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所長に応募用紙等を提出するものとする。
- 2 上記1により、企業（受注者）から応募用紙の提出を受けた事業（務）所長は、応募内容を確認の上、（別紙2）・（別紙3-1）及び応募用紙等を添付して東北農政局長に推薦を行うものとする。

第5 応募期間

応募期間は、4月15日～6月15日とする。

第6 表彰

受賞発表は、2月を目途とする。